

法科大学院認証評価事業基本規則の改定について

(比較表及び改定理由)

2010年5月19日

(財)日弁連法務研究財団

旧規則（改定部分のみ）	改定内容	改定理由
<p>(権限)</p> <p>第19条</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 各法科大学院ごとに評価員から成る評価チームを編成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 認証評価事業およびその付帯業務についての諸事項で、(2)に当たらないものにつき、これを決定する。</p>	<p>(権限)</p> <p>第19条</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>評価の対象となる法科大学院</u> (以下「<u>評価対象法科大学院</u>」という。)ごとに評価員から成る評価チームを編成する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>その他、認証評価事業及びその付帯業務についての諸事項を決定する。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(新設)</p>	<p>(分科会)</p> <p><u>第29条の2 評価委員会は、評価委員複数名から成る分科会を設け、教員審査等、評価委員会において審議すべき事項を検討させることができる。</u></p>	<p>従前の制度・運用の 明文化</p>
<p>(評価チーム)</p> <p>第34条 評価チームは、評価する法科大学院ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員5名から成るものとする。なお、評価員の構成については、原則として、評価員のうち2名は法科大学院の専任教員とし、3名は</p>	<p>(評価チーム)</p> <p>第34条 評価チームは、<u>評価対象法</u>科大学院ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員5名から成るものとする。なお、評価員の構成については、原則として、評価員のうち2<u>ないし</u>3名は法科大学院の専任教員と</p>	<p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p>

<p>法曹であって法科大学院における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>(任期・辞任・解任)</p> <p>第39条 (中略)</p> <p>3 評価委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合および評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。</p>	<p>し、<u>2</u>ないし3名は法曹であって法科大学院における教育経験を有する者又はその教育研究活動に識見を有する者とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>(任期・辞任・解任)</p> <p>第39条 (中略)</p> <p>3 評価委員会は、評価員が、心身の故障<u>その他の事由</u>により十分な評価活動ができないと認める場合<u>及び</u>評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。</p>	<p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p>
--	---	----------------------------